

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

厚生年金関係 11件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から同年8月31日まで
② 昭和26年12月1日から29年1月31日まで

私は、申立期間②においてA事業所に勤務しており、結婚準備のため同社を退職した。退職する時に、会社から脱退手当金の説明は無く、自分で請求したことも無い。

両申立期間について、脱退手当金を受給していないので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の申立人の氏名が誤って記載されているとともに、性別も「男性」と記録されている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿も誤った氏名が記載されており、性別欄に男女の記載がされておらず、申立人の年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難い上、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権が発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは考え難い。

また、当該脱退手当金の支給決定日は昭和29年12月14日とされているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年5月*日に婚姻し、改姓しており、当該婚姻日から7か月経過後に支給決定されていることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 24 日から 44 年 2 月 28 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について、昭和 44 年 9 月 16 日に脱退手当金を受け取ったこととされているが、私は、同年 2 月に婚姻のために退職し、その後住所、氏名ともに変わっているため、脱退手当金を受け取ることはできなかったと思う。

脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に脱退手当金の受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性28人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できるのは8人であり、そのうち申立人と同日付けで退職した同僚の脱退手当金の支給日が一致していない上、A社は、「申立期間当時、退職者に対して脱退手当金に関する説明は行っていたが、代理請求は行っていない。」と供述していること、及び同社が保管する申立人に係る『退職者諸手続一覧表』の退職に係る詳細な手続に関する記録に、代理請求をうかがわせる記載は確認できないことを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算対象とすべきところ、申立期間前に、未請求期間が存在しているが、申立人は、B社を退職して1か月半後にA社に入社していること、及び申立人は、「A社を退職する時点で、B社において、厚生年金保険に加入し

ていたことを認識していた。」と供述していることを踏まえると、A社退職時において、その直前の未請求期間を失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月2日から36年2月18日まで

私は、昭和33年3月に、A県B市に所在したC社に入社したが、36年2月頃、災害のためA県D市の本社に異動して仕事を継続し、同年7月頃まで勤務した。

年金事務所の記録では、申立期間について、昭和37年8月1日に脱退手当金を受け取ったこととされているが、会社で脱退手当金の話を聞いたことは無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和37年8月1日に支給されたこととされているとともに、聴取した5人の同僚のうち、覚えていないとする一人を除く4人が、「退職時に脱退手当金についての説明は無かった。」と供述していることなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該脱退手当金が請求されたと考えられる時期に最も近い当該未請求となっている被保険者期間を申立人が失念して請求するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同じ会社でかつ同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 18 日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されたこととされているが、受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に脱退手当金の受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性は7人と少なく、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は3人のみである上、申立期間に係る事業所の現在の担当者及び申立人と同時期に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していた複数の同僚は、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていなかった旨の供述を行っていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算対象とすべきところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間の直前まで約1年2か月間勤務した前職の被保険者期間分の請求を失念するとは考え難い。

さらに、オンライン記録上の脱退手当金の支給額は8,117円とされているところ、所定の計算に基づき算出すると8,471円となり、354円の相違がみられるが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を、昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和50年2月1日から51年3月31日までの期間においてA社に勤務し、退職した同年3月までの給与から厚生年金保険料は控除されていた。

しかし、ねんきん特別便によると、申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録において、離職日が昭和51年3月31日とされており、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社が提出した昭和51年3月分の給与明細書において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年2月のオンライン記録及び同年3月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和51年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月16日から同年8月16日まで

私は、昭和44年6月18日から平成17年3月31日までの期間においてA社に勤務しており、昭和48年8月に同社B支社から同社C支社に異動したにもかかわらず、同社B支社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、同年4月16日と記録されている。入社から退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、同社B支社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年8月16日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和44年6月18日から平成17年3月31日までの期間においてA社に継続して勤務し（昭和48年8月16日にA社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和48年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、A社B支社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社での資格喪失日が昭和48年4月16日として届け出られていることが確認できることから、A社は、「転勤先の弊社C支社に係る資格取得日を、昭和48年4月16日から同年8月16日に修正した届書が確認できることから、転勤元の弊社B支社でも当然資格喪失日の修正を行う必要があったが、社会保険事務所（当時）への届書が見つからない以上、弊社の手続ミスと認めざるを得ない。」としていることから、事業主が資格喪失日を同年4月16日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年7月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで

申立期間において勤務していたA事業所は、従業員が18人ぐらいの事業所であったが、私の姉が先に就職していたこともあって、私も同じ事業所に就職した。

しかしながら、国の記録では、同事業所における厚生年金保険加入期間について脱退手当金を受給したとされている。

私の姉は、同事業所における厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金を受給していないのに、私だけが受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、自身の姉は申立期間の事業所であるA事業所における厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金を受給していないと主張しているところ、申立人の姉の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同様に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できることから、申立人の姉に

についても、当時、当該事業所における厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金が支給されたものと考えられるが、平成 20 年になって申立人の姉の年金記録の統合を行った際に、当該脱退手当金の支給決定前に別の事業所において厚生年金保険に加入していることが判明し、旧厚生年金保険法第 72 条の規定により当該脱退手当金の受給権が消滅したため、支給記録が取り消され、現在のオンライン記録においては、脱退手当金の未支給期間として記録管理されているものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 12 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は全く無いが、年金事務所の記録ではA社での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したとされている。

私は、脱退手当金を受給したとされる事業所を退職するまで、7社に勤務し、このうちA社に2回勤務したが、同社に2回目に勤務した期間のみ脱退手当金を支給したとされていることに納得がいかない。

申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後2年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち受給資格要件を満たす34人（申立人を除く。）の記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録が有り、このうちの11人が、資格喪失後6か月以内に脱退手当金が支給されていることが確認できる上、同僚一人は、「会社から脱退手当金の説明があり、会社が手続をし、会社を通じて受け取った。」と供述していることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていたものと考えられ、申立人と同日に資格を喪失した同僚に脱退手当金の支給記録があり、支給年月日（昭和41年6月3日）及び「脱手」の印（41.5.30）が申立人の記録と一致していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立

期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 860

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、父が経営していたA社で手伝いをしていた。給料は現金のみを父から手渡しで受け取っていた。

最近になって、当該事業所において厚生年金保険に加入していたこと、及び脱退手当金が支給済みとされていることを知った。しかし、脱退手当金を支給したとされている日付は、婚姻後で夫と共にB市に居住しており、請求できなかった上、脱退手当金の制度自体も知らなかった。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立期間の事業所の事業主である申立人の父は既に死亡しているため、事業所における脱退手当金の取扱いについての供述を得ることができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 18 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務しており、婚姻を契機に同社を退職した。退社後は夫の勤務地であるB県に住居を移し、支給日とされる昭和36年4月11日は婚姻して間もない時期で生活も厳しく、まとまったお金をもらっていれば何らかの記憶が残っているはずであるが、受給した覚えは無い。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後合わせて100人のうち、脱退手当金の受給資格要件を満たし、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後2年以内に資格喪失した女性被保険者は18人確認できるところ、その全員に脱退手当金を支給した記録が確認でき、うち申立人を含む15人は同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年4月11日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から

当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 23 日から 31 年 7 月 7 日まで
② 昭和 31 年 10 月 15 日から 34 年 8 月 15 日まで

私は、申立期間①についてはA事業所で、申立期間②についてはB社で勤務していたが、両期間について脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、私は、両期間に係る脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年11月6日に支給されているほか、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に資格喪失した複数の同僚は、「脱退手当金の請求手続は会社が行っていた。」と供述しているほか、申立人と同時にA事業所からB社に転職したとする同僚は、全員が両社における厚生年金保険被保険者期間を合算して脱退手当金が支給されていることが確認できる上、当該同僚のうちの一人は、「私はB社を退職後、脱退手当金を受け取った記憶があり、他の同僚もそのように話していた。請求手続

は会社が行ったのではないか。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。体調不良により、欠勤が続き、そのまま退職となったが、会社から脱退手当金について何も説明は無く、脱退手当金をもらった記憶も無い。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印とともに「45. 3. 27」の日付が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者原票によると、便宜的に用いられていたと考えられる「B」から戸籍上の氏名「C」に訂正されたことを示す「氏名訂正、45. 3. 13」の印が確認でき、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日が昭和45年3月27日であることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 20 日から 37 年 4 月 6 日まで
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 10 日まで
④ 昭和 39 年 2 月 10 日から同年 6 月 20 日まで
⑤ 昭和 39 年 8 月 1 日から 43 年 4 月 11 日まで

私は、結婚準備のため、昭和 43 年 4 月に申立期間の最後の事業所である A 社を退職した。

年金事務所記録によると、昭和 47 年 6 月 3 日に申立期間に係る脱退手当金が支給されたこととなっているが、その時期に脱退手当金の請求手続きをしたことは無く、当時、自営業を営んでいた夫の仕事は順調で年金の事は全く考えていなかった。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給決定日以前の厚生年金保険被保険者期間の全てが計算の基礎とされているとともに、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「申立期間に係る脱退手当金の支給時期である昭和 47 年当時、自営業を営んでいた夫の仕事は順調であったことから年金の事は全く考

えていなかった。」としているものの、オンライン記録において、申立人及びその夫の国民年金保険料納付記録を見ると、申立人は脱退手当金の支給決定月を含む昭和46年10月から48年3月まで国民年金保険料が申請免除されているとともに、申立人の夫は43年12月から45年6月までの期間及び47年度の保険料が未納とされていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 12 月 21 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 12 日から 45 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 17 日まで
⑤ 昭和 46 年 10 月 11 日から同年 11 月 24 日まで
⑥ 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 50 年 4 月に A 社を退職後すぐに結婚した。申立期間当時は脱退手当金のことは全く知らず、A 社を退職した際も話を聞いたことは無い。

脱退手当金が支給されたとする昭和 50 年 8 月 8 日は B 県に住んでいた時期であり、すぐに仕事をする予定だったので脱退手当金を請求するはずがないし、受領した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る 6 つの事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一番号となっており、その当時、厚生年金保険被保険者証が提出されていたものと考えられるところ、申立期間後の事業所においては、別の被保険者台帳記号番号となっていることから、申立期間については脱退手当金が支給されていたことがうかがえる。

さらに、申立期間の最終事業所となる A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間

に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和50年8月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 31 日から 34 年 9 月 10 日まで

私は、A社で勤務中、父が病気になったとの連絡が有り、退職してB市の実家へ帰省した。その翌年にC県の会社に就職したが、すぐに退職し、再度実家へ帰省した。

申立期間当時、脱退手当金のことについては全く知らず、受領した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載された女性合わせて 98 人のうち、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に脱退手当金の受給資格要件を満たし被保険者資格を喪失した 38 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、22 人に脱退手当金の支給記録が有り、そのうち 6 人が、資格喪失後約 6 か月以内に支給されている上、支給日が同日の者が 2 組確認できるほか、同僚二人が、「脱退手当金の請求手続を会社が代理で行っていた。」と供述していることを踏まえると、申立期間に係る事業所においては、事業主による代理請求が行われていたものと考えられ、申立人は、A社を退職し、その約 10 か月後に脱退手当金が支給されるまでの間に脱退手当金が未請求となっているD社の被保険者期間が存在するが、A社は伊勢湾台風の被害を受け書類等の流失があったとの証言が有ることから、事務手続が遅れたものと推認でき、申立期間に係る事業所における被保険者資格喪失日から当該未請求期間に係る事業所の被保険者資格喪失日まで約 6 か月間と比較的短期間であることを踏まえると、当該未請

求期間に係る事業所の被保険者資格喪失日以降に申立期間に係る事業所が代理請求したとしても不自然ではないことから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は昭和 35 年 7 月 16 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が当時脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 20 日から 35 年 4 月 28 日まで

私は、年金受給の手続の際にA事業所での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金として支給されていることを知った。

当時は脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格要件を満たす女性被保険者28人について調査したところ、脱退手当金の支給記録が有る者は15人であり、そのうち12人が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、このうち連絡先が把握できた8人に当時の状況について照会したところ、回答のあった4人全員が、「脱退手当金の手続は事業所が従業員に代わって行った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年10月21日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 22 日から 43 年 6 月 5 日まで
② 昭和 43 年 9 月 2 日から 46 年 4 月 21 日まで

私は、平成 23 年 1 月に年金事務所で年金記録の確認を行った際、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているのを知った。

A 事業所を退職後は実家に帰ったが、脱退手当金のことについては全く知らず、受領した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱 46. 7」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、「小切手 46. 7. 28 交付済」の押印が確認でき、この日付はオンライン記録の脱退手当金支給日と同日である上、当該請求書の住所欄には、当該事業所が加入している B 厚生年金基金の所在地となっていることから、A 事業所の事業主の依頼に基づき当該基金が代理請求を行っていたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。